

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって、平成二十五年七月十九日付で広島県医療労働組合連合会執行委員長桜井和春から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 争議行為の目的

賃金その他の労働条件の改善

二 争議行為の日時

平成二十五年七月三十一日午前八時から本件の要求解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

福山医療生活協同組合本部、城北診療所、訪問看護ステーションしあわせ、ケアプランしあわせ、ヘルパーステーション城北、デイサービスすみれ、ふれあい診療所において、広島県医療労働組合連合会に加盟する福山医療生活協同組合職員労働組合の組合員が従事する全職場

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。